

青森市小学校給食センター等整備運営事業

入札説明書

平成 23 年 6 月 1 日

青 森 市

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1 入札説明書等の定義 | 1 |
| 第2 対象事業の概要 | 2 |
| 1 事業名 | 2 |
| 2 公共施設の管理者の名称..... | 2 |
| 3 事業概要 | 2 |
| 4 事業内容 | 2 |
| 第3 事業者募集等のスケジュール | 6 |
| 第4 入札参加者に関する条件 | 7 |
| 1 入札参加者の備えるべき参加資格要件 | 7 |
| 2 応募に関する留意事項 | 9 |
| 3 入札に関する手続 | 10 |
| 第5 入札書類の審査 | 14 |
| 1 審査委員会の設置 | 14 |
| 2 審査の方法..... | 14 |
| 第6 提案に関する条件 | 15 |
| 1 建設予定地等 | 15 |
| 2 施設の設計・建設、維持管理、運営等の提案に関する条件 | 15 |
| 3 市への施設の所有権移転に関する条件 | 15 |
| 4 事業計画の提案に関する条件..... | 15 |
| 第7 事業実施に関する事項 | 20 |
| 1 事業の継続が困難となった場合の措置 | 20 |
| 2 事業の実施状況の監視 | 21 |
| 3 事業期間中の事業者と市のかかわり | 21 |
| 4 支払手続 | 21 |
| 第8 契約に関する事項 | 22 |
| 1 契約手続 | 22 |
| 2 その他..... | 22 |
| 第9 入札説明書等に関する問合せ | 23 |

第1 入札説明書等の定義

青森市（以下「市」という。）は、青森市小学校給食センター等整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施するため、平成22年11月17日に公表した青森市小学校給食センター等整備運営事業に関する実施方針（以下「実施方針」という。）及び実施方針・要求水準書（案）に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条の規定により、本事業を特定事業として選定し、平成23年5月20日に公表した。

この入札説明書は、市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に配付するものである。入札参加者は、入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出すること。

なお、本入札説明書に併せて配付する次に掲げる資料について本入札説明書と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「入札説明書等」と定義する。

- 1 要求水準書 市が事業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの
- 2 落札者決定基準 入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの
- 3 様式集 提案書の作成に使用する様式を示すもの
- 4 基本協定書（案） 市と落札者が締結する基本協定書の案を示すもの
- 5 事業契約書（案） 市と特別目的会社（以下「SPC」という。）が締結する事業契約書の案を示すもの

第2 対象事業の概要

1 事業名

青森市小学校給食センター等整備運営事業

2 公共施設の管理者の名称

青森市長 鹿内 博

3 事業概要

(1) 事業用地 青森市大字三内字丸山 393 番地 261

(2) 敷地面積 16,158.28 m² (小学校給食センター対象地：約 8,030 m²)

(3) 施設概要

ア 小学校給食センター

- ・提供食数 1日当たり約 12,000 食

- ・対象学校 34 校 (現在の共同調理場方式の小学校 30 校、単独校方式の小学校からの集約分 4 校 (千刈、大野、戸山西、久栗坂小学校))

イ 中学校給食センター (既設)

- ・提供食数 1日当たり約 9,000 食

- ・対象学校 19 校 (現在の共同調理場方式の中学校)

※その後、耐用年数を勘案し、食数の推移を見ながら、順次単独校方式の小学校等を給食センターへ集約していく。

4 事業内容

(1) 事業目的

青森市の小学校給食は、西部学校給食共同調理場、中央部学校給食共同調理場、浪岡学校給食センター、単独給食実施校 13 校で調理しているが、西部及び中央部学校給食共同調理場は、建設から 30 年以上経過しており、また、単独給食実施校においても、平成 26 年度以降、逐次施設の処分制限期間 (建設後 35 年) を満了し、給食調理場という性格上、施設は常に蒸気等の湿気にさらされ、老朽化の進行が顕著となっている。

このため、市では、新たな給食センターの整備を行うこととしているが、施設整備等に当たっては、大量調理を行うための近代的な施設整備の効率的な導入が図られた集約された施設であること、衛生管理の徹底や人件費等の経費節減、物資の大量購入により、安価な食料の確保が可能であること、優れた設備等を整備することで、栄養バランスを考慮した温かい食事の提供や、家庭、学校、地域などに学校給食や食に関する情報の発信を行うなど、食育の推進に寄与することができること等を考慮し、共同調理場方式での給食センターを、青森市西部工業団地内の青森市中学校給食センター隣接地において整備することとしている。

新たな給食センターの整備・運営に当たっては、PFI手法を取り入れることにより、民間企業が有する最新の技術や知識、運営におけるリスク管理能力等を活用し、安全で安心な給食の提供を効率的・効果的に実施することを目的とする。

(2) 事業方式

PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者が当該施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営等を行うBTO方式（Build Transfer Operate）とする。

(3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

| | | |
|---|-----------|-----------------------|
| ア | 設計・建設期間 | 平成24年4月～平成26年3月 |
| イ | 開業準備期間 | 平成26年1月～平成26年3月 |
| ウ | 施設の引渡し | 平成26年3月 |
| エ | 維持管理・運営期間 | 平成26年4月～平成41年3月（15年間） |

なお、平成41年4月以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見も参考にしながら、市が事業期間内に決定する。

(4) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

【小学校給食センター】

- ア 設計業務
 - ・各種調査（敷地測量・地質調査等）
 - ・設計（建築本体設計、厨房設備設計）
 - ・設計図書の作成
 - ・設計に伴う各種申請手続き
- イ 工事監理業務
- ウ 建設業務
 - ・建設工事
 - ・厨房設備、備品等の調達・設置
 - ・工事に伴う近隣対策
 - ・建設に伴う各種申請手続き
 - ・完成図書の作成
- エ 運営備品等調達等業務
- オ 開業準備及び引渡業務

- ・開業準備業務

- ・引渡業務

カ 維持管理業務

- ・建築物保守管理業務

- ・建築設備保守管理業務

- ・厨房設備保守管理業務

- ・各種備品等保守管理業務

- ・外構等保守管理業務

- ・清掃業務

- ・エネルギー管理支援業務

- ・警備業務

キ 運営業務

- ・調理等業務

- ・衛生管理業務

- ・洗浄・残菜等処理業務

- ・広報・食育支援業務

- ・配膳業務

- ・配送・回収業務

【中学校給食センター】

ク 運営備品等調達等業務

ケ 開業準備業務

コ 維持管理業務

- ・各種備品等保守管理業務

- ・外構等保守管理業務

- ・清掃業務

- ・エネルギー管理支援業務

- ・警備業務

サ 運営業務

- ・調理等業務

- ・衛生管理業務

- ・洗浄・残菜等処理業務

- ・広報・食育支援業務

- ・配膳業務

- ・配送・回収業務

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・ 献立作成等
- ・ 食材調達及び検収
- ・ 残菜・廃油の処分
- ・ 給食費の徴収管理
- ・ 見学の受け入れ
- ・ 試食の受け入れ、試食会の実施

第3 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとする。

事業者募集等のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

事業者募集等のスケジュール

| | |
|-------------------------|--------------------------|
| 平成 23 年 6 月 1 日(水) | 入札公告及び入札説明書等の交付 |
| 平成 23 年 6 月 6 日(月) | 入札説明書等に関する説明会 |
| | 事業用地及び中学校給食センター見学会 |
| 平成 23 年 6 月 23 日(木) | 入札説明書等に関する第 1 回質問等受付締切 |
| 平成 23 年 7 月 25(月)～29(金) | 配送先学校見学会 |
| 平成 23 年 8 月 8 日(月) | 入札説明書等に関する第 1 回質問等に対する回答 |
| 平成 23 年 8 月 15 日(月) | 参加表明書、参加資格審査申請書類受付 |
| 平成 23 年 8 月 22 日(月) | 参加資格審査結果の通知 |
| 平成 23 年 8 月 25 日(木) | 参加資格がないと認めた理由の説明要求 |
| 平成 23 年 8 月 29 日(月) | 参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答 |
| 平成 23 年 8 月 30 日(火) | 入札説明書等に関する第 2 回質問等受付締切 |
| 平成 23 年 9 月 30 日(金) | 入札説明書等に関する第 2 回質問等に対する回答 |
| 平成 23 年 10 月 28 日(金) | 入札及び提案書の受付 |
| 平成 23 年 12 月 | 落札者決定 |
| 平成 24 年 1 月 | 仮契約締結 |
| 平成 24 年 3 月 | 事業契約議決及び締結 |

第4 入札参加者に関する条件

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア** 入札参加者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設の厨房設備等を設計・製作・設置する企業（以下「厨房設備企業」という。）、本施設の工事監理に当たる企業（以下「工事監理企業」という。）、本施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）及び運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、入札参加者グループの代表企業を定め、応募手続きは代表企業が行うこと。設計企業、建設企業、工事監理企業、厨房設備企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- イ** 代表企業の変更は認めない。代表企業以外の構成員の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- ウ** 構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、配送業務を行う企業については協力企業として、他の入札参加者の協力企業となることができる。
- エ** 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を市内に設立するものとし、構成員はSPCに対して出資を行うこと。また、代表企業及び構成員での出資比率は、SPCの全株式の50%を超えるものとし、代表企業は、出資者の中で最大出資比率とすること。さらに、全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- オ** 構成員は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約の締結後速やかに市に通知すること。

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件をすべて満たすこととする。

- (ア)** 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ)** 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- (ウ)** 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (エ)** 市の競争入札参加資格者名簿（平成22・23年度）に登録してあること。
- (オ)** 市の指名停止措置を受けていない者であること。

- (カ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続きの開始がされていないこと。
 - (キ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (ク) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がないこと。
 - (ケ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - (コ) 直近営業年度の法人税、消費税及び地方消費税、市税を滞納している者でないこと。
 - (サ) 次に示す者と資本面及び人事面において関連がある者でないこと。
 - a 審査委員会の委員、または委員が属する企業
 - b アドバイザリー業務委託受託者
 - ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - ・日比谷パーク法律事務所

注：「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える株式を有する、又は、その資金の総額の 100 分の 20 を出資しているものをいい、「人事面において関連がある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねているものをいう。
 - (シ) 警察当局から、市長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、市発注契約からの排除要請があり、警察当局と協議の上、市長が認定した場合等明らかに契約の相手方として不適当であると認められている者でないこと。
 - (ス) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てがなされている者でないこと。
- イ** 設計企業及び工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。
- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録を受けた者であること。
 - (イ) 平成 18 年 4 月以降に 3,000 m²以上の施設の実施設設計の実績を有していること。
 - (ウ) HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。
 - (エ) 工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面もしくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。
- ウ** 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- (イ) 青森市工事施工能力審査基準に基づき建築一式工事について A の等級に格付されている者。
- (ウ) 平成 18 年 4 月以降に 3,000 m²以上の施設の施工実績を有していること。

エ 維持管理企業及び厨房設備企業は、次の要件を満たしていること。

- (ア) 業務を実施するために必要となる有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。
- (イ) 複数の場合は、全ての企業が上の(ア)を満たすこと。

オ 運営企業は、次の要件を満たしていること。

- (ア) 学校給食施設又は集団調理施設等における調理業務の実績及び運営能力を有していること。
- (イ) HACCP 対応に対する相当の知識を有していること。

(3) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者または入札参加者を構成する企業が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。ただし、前記（1）イの規定により協議し、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成員については、変更する場合がある。

2 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に際し、入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める

もの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何にかかわらず返却しない。

(7) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない者の入札
- イ 入札書に記名押印のない入札又は入札書中要領を知得できない入札
- ウ 金額を訂正した入札
- エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- オ 明らかに連合によると認められる入札

(9) 予定価格

本事業において想定する事業期間を通じた事業契約金額の予定価格は、10,372,102 千円（消費税及び地方消費税除く）である。

(10) 入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

3 入札に関する手続

(1) 入札公告及び入札説明書等の交付

特定事業の選定を踏まえ、平成 23 年 6 月 1 日（水）に入札公告を行い、入札説明書等の交付は、青森市ホームページに公表することにより行い、紙媒体での個別の交付は行わない。

(2) 入札説明書等に関する説明会及び見学会等

入札説明書に関する説明会、事業用地及び中学校給食センター見学会等を次のとおり行う。

ア 入札説明書等に関する説明会、事業用地及び中学校給食センター見学会

(ア) 日 時 平成 23 年 6 月 6 日 (月) 14:30～16:00

(イ) 場 所 青森市中学校給食センター 2階会議室
青森市大字三内字丸山 393 番地 261 (本事業用地内)

(ウ) 申込み方法 電子メールにより、平成 23 年 6 月 3 日 (金) 17:00 までに提出すること (別添：第 1 号様式)。送付先アドレスは第 9 を参照のこと。

* 説明会で入札説明書等の配布は行なわないので各自持参すること。

* 当日は、入札説明書等に関する説明会終了後に、事業用地及び中学校給食センター見学会を実施する。(ただし、中学校給食センターは、一般の見学者のルートでの見学となる。)

* 会場の駐車場台数には限りがあり、また会場周辺の駐車場も少ないため、極力公共交通機関を使用し来場すること (駐車場の利用申込は先着順とする)。

イ 配送先学校見学会

下記(4)参照のこと。

(3) 入札説明書等に関する第 1 回質問・意見の受付

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問、意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付日時 平成 23 年 6 月 23 日 (木) 17 時まで

イ 受付方法 電子メールにより提出すること (別添：第 2～3 号様式)。送付先アドレスは第 9 を参照のこと。

(4) 配送先学校見学会

配送先の学校見学会を、以下の日程で行う。

(ア) 日時 (予定) 平成 23 年 7 月 25 日 (月) ～7 月 29 日 (金)

(イ) 申込方法等 後日、別途青森市ホームページに示す。

(5) 入札説明書等に関する第 1 回質問・意見の回答

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問、意見の回答を、平成 23 年 8 月 8 日 (月) に青森市ホームページにおいて公表する。

(6) 参加表明書、参加資格審査申請書類の提出

入札参加者は、構成員名を記載した参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、構成員の参加資格の審査を受けることとする。なお、入札を辞退した場合に、今後、青森市の行う業務において不利益な扱いはされない。

ア 受付日時 平成 23 年 8 月 15 日 (月) 9:00～12:00、13:00～17:00

(郵送の場合、前日 17 時まで必着。)

- イ 受付場所 青森市教育委員会事務局学校給食課（青森市柳川2丁目1番1号）
- ウ 受付方法 直接持参または簡易書留郵便、もしくは配達証明郵便（以下「郵送」という。）により提出すること。
- エ 提出書類 様式集に示す「1 作成上の留意」等を踏まえ、次を提出すること。
 - (ア) 入札参加表明書 2部（様式1-1）
 - (イ) 構成員表 2部（様式1-2）
 - (ウ) 委任状（代表企業） 2部（様式1-3）
 - (エ) 委任状（受任者） 2部（様式1-4）
 - (オ) 入札参加資格申請書 2部（様式1-5）
 - (カ) 入札参加資格申請書類の添付書類 2部

(7) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を平成23年8月22日（月）に代表企業に通知する。

(8) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、平成23年8月25日（木）までに書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、平成23年8月29日（月）に行う。

(9) 入札説明書等に関する第2回質問、意見の受付

入札説明書等の内容等に関する第2回質問、意見を次のとおり受け付ける。

- ア 受付日時 平成23年8月30日（火）17時まで
- イ 受付方法 電子メールにより提出すること（別添：第2～3号様式）。送付先アドレスは第9を参照のこと。

(10) 入札説明書等に関する第2回質問、意見の回答

入札説明書等の内容等に関する第2回質問・意見の回答を、平成23年9月30日（金）に青森市ホームページにおいて公表する。

(11) 入札及び提案書の受付

入札参加者は、次により入札書及び提案書を提出すること。

- ア 受付日時 平成23年10月28日（金）
9:00～12:00、13:00～15:00（郵送の場合、前日17時まで必着。）
- イ 受付場所 青森市役所柳川庁舎 大会議室（青森市柳川2丁目1番1号）
* 郵送の場合は、青森市教育委員会事務局学校給食課（青森市柳川2丁目1番1号）
- ウ 受付方法 直接持参、もしくは郵送により提出すること。

エ 提出書類

様式集に示す「1 作成上の留意」等を踏まえ、次を提出すること。

(ア) 入札書

入札書（様式 3-2）は封筒に入れ、密封し、入札参加者名を表記して 1 部提出する。

(イ) 提案書

入札書類提出書（様式 3-1）については 1 部、提案書（様式 4～7、様式 4-1～7-10）については、次のとおり a～e の計 5 冊を 1 部とし、各正 1 部、副 19 部を提出する。

- a 設計図書
- b 設計・建設業務提案書
- c 維持管理業務提案書
- d 運營業務提案書
- e 事業計画提案書

（入札書類提出書（様式 3-1）は、正 1 部に添付すること。）

(ウ) DVD-R

提出書類と同じ内容の電子データを保存した DVD-R を 2 枚提出する。

(12) 入札及び開札

入札及び開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。なお、当該開札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。この際に、入札価格の公表は行わない。

ア 開札日時 平成 23 年 10 月 28 日（金）16:00

イ 開札場所 青森市役所柳川庁舎 大会議室（青森市柳川 2 丁目 1 番 1 号）

(13) その他

ア 市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものであるため、その内容も踏まえて、提案書等を作成すること。

イ 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (ア) 提出期限（平成 23 年 10 月 28 日（金）15 時）を過ぎて提案書が提出された場合
- (イ) 提案書に虚偽の記載があった場合
- (ウ) 入札説明書等に違反すると認められた場合

第5 入札書類の審査

1 審査委員会の設置

学識経験者等で構成する青森市小学校給食センター等整備運営事業PFI事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）が入札書類等の審査を行い、市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案を基に、落札者を決定する。

審査委員会は次の5名で構成される。各委員に対し、本事業に関する質問等を行うことは控えること。なお、審査委員会は、非公開とする。

| 氏名（敬称略） | | 役職 |
|---------|--------|----------------------|
| 委員長 | 今 喜典 | 青森公立大学経営経済学部 教授 |
| 副委員長 | 谷津 憲司 | 東北工業大学工学部建築学科学科長 教授 |
| 委員 | 齋藤 長徳 | 青森県立保健大学健康科学部栄養学科 講師 |
| 委員 | 若山 恵佐雄 | 税理士若山恵佐雄事務所 税理士 |
| 委員 | 加賀谷 久輝 | 青森市副市長 |

2 審査の方法

(1) 入札参加資格の確認審査（以下「資格確認審査」という。）

市は、入札参加資格審査申請書類により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認する。資格不備の場合は、失格とする。

(2) 最優秀提案の選定

ア 入札価格の確認

市は、入札書に記載された入札価格が、予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超えている場合は失格とする。

イ 提案内容の基礎審査

市は、提案書に記載された内容が、別添落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。この基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

ウ 提案内容の定量化審査

審査委員会は提案書の内容について、落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。審査委員会で、各評価項目に対し、評価の理由を明らかにした上で得点化し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

(3) 落札者の決定

市は、審査委員会が選定した最優秀提案を基に、落札者を決定する。

第6 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、提案書を作成すること。なお、入札参加者の提案が「要求水準書」に示す要求要件を満たしていない場合は失格とする。

1 建設予定地等

- | | |
|--------------|---|
| (1) 建設予定地 | 青森市大字三内字丸山 393 番地 261 |
| (2) 用途地域 | 工業専用地域 |
| (3) 建ぺい率 | 60% |
| (4) 容積率 | 200% |
| (5) 敷地面積 | 16,158.28 m ² (小学校給食センター対象地：約 8,030 m ²) |
| (6) 所有関係 | 市有地 |
| (7) インフラとの接続 | |

下記インフラとの接続を行う場合は、各管理者の定める規則に従い、事業者の負担で整備すること。詳細な内容については、事業者にて必要な調査・協議を行い、接続箇所・方法等を決定すること。

- | | |
|-----------|-------------|
| ア 上水道 | 青森市企業局水道部 |
| イ 下水道（汚水） | 未整備 |
| ウ 電力 | 東北電力株式会社 |
| エ ガス | 都市ガス供給のエリア外 |
| オ 電話 | 各電話会社 |

2 施設の設計・建設、維持管理、運営等の提案に関する条件

本事業の範囲である施設の設計業務、建設業務、維持管理業務、運營業務等については、別添要求水準書に従い、提案書を作成すること。

3 市への施設の所有権移転に関する条件

事業者は、平成 26 年 3 月末日までに、市に施設の所有権を移転すること。

4 事業計画の提案に関する条件

(1) 資金調達・返済計画

資金調達・返済計画については、次の条件に従って提案書を作成し、返済期間においては、追加的な出資又は融資の必要が生じないようにすること。

ア 建設一時支払金

市は、事業者が実施する施設の建設への対価について、設計業務、工事監理業務、建設

業務（ただし、建設業務の内、備品等の調達・設置に係るのは除く）に相当する金額として、事業者が提案した金額に消費税相当額を加えた額を建設一時支払金として、事業者に支払う。

イ 割賦料

市は、事業者が実施する施設の建設業務（備品等の調達・設置に係るもの）及び開業準備業務等の対価について、あらかじめ定める額を割賦料として、維持管理・運営期間中、事業者を支払う。

市が運営期間を通じて支払う割賦料は、入札参加者が提案する初期投資費用からアの建設一時支払金を控除した額を元本の金額として、係る元本を入札参加者が提案するスプレッドに基準金利を加えた金利及び返済期間 15 年間の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を各期別の支払額とする。

割賦料の支払期間は 15 年間とし、平成 26 年度第 1 回分（4 月 1 日～6 月末日）を初回として支払うものとする。以後年 4 回、平成 40 年度 60 回分（1 月 1 日～3 月末日）までの 60 回の平準化した支払とする。

また、提案書の提出時には、入札参加者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、平成 23 年 9 月 28 日の基準金利を用いて割賦料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、平成 26 年 3 月 27 日の基準金利にて算定される額とする。

なお、基準金利は、TOKYO SWAP REFERENCE RATE としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 か月 L I B O R ベース 15 年物（円-円）金利スワップレート（基準日午前 10 時）とする。

ウ 委託料

市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を、委託料として運営期間にわたって事業者を支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に 1 回改定する。委託料は、入札参加者が提案する金額に物価変動（指定インデックス：消費者物価指数を勘案して定まる額とする。市は、物価変動を勘案する際の指定インデックスを消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）と想定している。ただし、選定事業者で他に合理的と考えるインデックスの提案があった場合、かかるインデックスの採用の可否についての協議に応じることができる。

委託料の支払期間は 15 年間とし、平成 26 年度第 1 回分（4 月 1 日～6 月末日）を初回として支払うものとする。以後年 4 回、平成 40 年度 60 回分（1 月 1 日～3 月末日）までの 60 回の平準化した支払とする。

また、委託料は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、残滓処理費等に係る費用が含まれることを想定している。

固定料金は、各期の支払いにおいて、入札参加者が提案する一定の額を支払うものであ

る。変動料金は、各期における合計の提供食数（(3) 提供給食数を参照のこと）に対し、入札参加者が提案する 1 食単価を乗じた額を支払うものである。

提案書の提出時には、入札参加者は、次の年間合計提供食数があるものとして、入札額を提案すること。

入札額算定に用いる年間合計提供食数

| 年度 | 小学校食数 | 中学校食数 | 合計 |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 平成 26 年度 | 2,220 千食 | 1,680 千食 | 3,900 千食 |
| 平成 27 年度 | 2,300 千食 | 1,660 千食 | 3,960 千食 |
| 平成 28 年度 | 2,340 千食 | 1,640 千食 | 3,980 千食 |
| 平成 29 年度 | 2,300 千食 | 1,560 千食 | 3,860 千食 |
| 平成 30 年度 | 2,260 千食 | 1,500 千食 | 3,760 千食 |
| 平成 31 年度 | 2,220 千食 | 1,460 千食 | 3,680 千食 |
| 平成 32 年度 | 2,240 千食 | 1,440 千食 | 3,680 千食 |
| 平成 33 年度 | 2,280 千食 | 1,440 千食 | 3,720 千食 |
| 平成 34 年度 | 2,280 千食 | 1,400 千食 | 3,680 千食 |
| 平成 35 年度 | 2,220 千食 | 1,360 千食 | 3,580 千食 |
| 平成 36 年度 | 2,280 千食 | 1,320 千食 | 3,600 千食 |
| 平成 37 年度 | 2,280 千食 | 1,300 千食 | 3,580 千食 |
| 平成 38 年度 | 2,240 千食 | 1,260 千食 | 3,500 千食 |
| 平成 39 年度 | 2,360 千食 | 1,320 千食 | 3,680 千食 |
| 平成 40 年度 | 2,300 千食 | 1,300 千食 | 3,600 千食 |
| 合 計 | 34,120 千食 | 21,640 千食 | 55,760 千食 |

※ {将来の（児童生徒数+教職員数）} ×200 日/年として算定

(2) 提供給食数

ア 提供対象者数の保証

市は、運営期間中に提供する給食数について、各年度毎（5 月 1 日時点）の対象者数（事業者が給食を提供すべき児童数と教職員数を合算した数）が小学校 9,000 人、中学校 5,000 人以上となることを前提に提案書を求めることとする。また、イに示すとおり、提供給食数の変更の可能性があるが、市は、何れの場合においても小学校給食センター 12,000 食/日、中学校給食センター 9,000 食/日を超える要求は行わない。

イ 提供給食数の決定方法

市が保証する部分の提供対象者数に対し、児童の転出入、教職員用給食、学校行事等開催等を踏まえ、市は、事業者に対し提供日の属する月の 3 週間前までに予定する給食数（以下「予定給食数」という。）を指示する。

予定給食数の指示後、見学者用給食及び学校行事等の日程変更等による変動要因が考えられるため、市は、事業者に対し提供日の属する日の前週水曜日（ただし、該当日が土・日・祝日・夏期休暇等をまたぐ場合は、その前日）の 17 時までに、実施する給食数（以下「実施給食数」という。）を指示する（詳細は要求水準書の第 8 の 2 (1) 才を参照のこ

と。)

その予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）は 200 食以内を基本とする。変更給食数が 200 食を超える場合、事業者は超える部分について応諾しないことが可能である。変更給食数が -200 食を下回る場合、予定給食数から 200 食を減じた食数により、変動料金を算定する。

なお、予定給食数においては、小学校給食センター9,000 食/日未満、中学校給食センター5,000 食/日未満の通知もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。

(※) 稼働日とは、給食を提供する日をいう。

ウ 提供給食数と変動料金の算定方法

提供給食数と変動料金の算定基礎となる食数の関係を次に整理する。

場合別の提供給食数と変動料金算定基礎

| 変更給食数 | 提供給食数 | 変動料金の算定基礎となる食数 |
|----------|--------------------------------|----------------|
| ±200 食以内 | 実施給食数 | 同左 |
| +200 食超 | 予定給食数 +200 食 +事業者の応諾した食数 | 同左 |
| -200 食超 | 実施給食数 | 予定給食数-200 食 |

エ 事業者職員用給食

本事業の対象外であるが、事業者の職員用の給食については、最大 200 食を市に要請できる。しかし、当該提供日の総提供数が小学校給食センター12,000 食、中学校給食センター9,000 食を超える場合は、この範囲内での要請とする。市は、要請食数に応じて市で定めた給食費を徴収する。

(3) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

イ リスク分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すものとする。

ウ 食中毒等が生じた場合の原因究明

給食配送校において食中毒等が発生した場合で、その原因が給食にあると客観的に判断できる場合には、保健所が、要求水準書に示す保存食、健康診断結果等から原因究明に関する調査を行うため、事業者は当該調査に協力するものとする。

事業者は、原則として、債務不履行を免れるためには、自ら実施する原因究明調査で、市や配送校の責めによることを証明する必要があるが、これらの調査を実施しても、責任の所在が明確にならない場合は、事業者の債務不履行にはならない。ただし、いずれの場合においても事業者の調査結果について市の承諾を得ることとする。

(4) 保険

工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、事業者は第三者賠償保険に加入すること。また、不測かつ突発的な事故による損害を負担するために、建設工事保険に加入すること。

運営期間も、施設内及び運搬等において第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、事業者は賠償責任保険に加入すること。さらに、普通火災保険に加入すること（詳細については事業契約書（案）に記載する。）。

第7 事業実施に関する事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は、事業契約を解約することができる。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- ウ 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

(4) 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

(5) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

2 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。具体的な監視の方法、内容等については、事業契約に定める。

また、事業者の提供する施設の整備、維持管理及び運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出、実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する対価の支払いの減額等を行うことができることとする。

なお、減額等の方法については、事業契約に示すとおりとする。

3 事業期間中の事業者と市のかかわり

(1) 本事業は、事業者の責任において遂行される。また、市は、事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(2) 原則として市は、事業者に対して連絡等を行うこととするが、災害や事故発生の緊急時等、必要に応じて市と建設企業等の間で直接連絡調整を行うことができる。

4 支払手続

(1) 建設一時支払金

市は、建設一時支払金を、市への所有権移転後、事業者に支払う。

(2) 割賦料

市は、割賦料を、平成 26 年度から平成 40 年度にわたり事業者に支払う。

なお、割賦料は、施設の市への所有権移転後、事業者から割賦料の請求書の受領後、30 日以内に支払う。

(3) 委託料

- ① 事業者は、業務完了後、業務報告書を速やかに市に提出する。
- ② 市は、業務報告書受領後 10 日以内に履行確認を事業者に通知する。
- ③ 事業者は、委託料については履行確認通知を受領後、速やかに市に請求書を送付する。
- ④ 市は事業者から委託料の請求書を受領後、30 日以内に支払う。

第8 契約に関する事項

1 契約手続

(1) 落札者の決定後、市は、速やかに基本協定を締結する。その後、落札者は事業者となる S P C を市内に設立する。

(2) 市は、S P C と仮契約を締結する。

(3) 契約保証金

契約保証金は、事業者が自己の責任及び費用負担において、市又は事業者を被保険者とし、施設整備費相当の 100 分の 10 以上に相当する金額及び年間の委託料の 100 分の 20 以上に相当する金額の合計を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、若しくは工事請負人等をして履行保証保険契約を締結させることにより、これを免除する。なお、事業者は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権の上に、市を第一順位とする質権を設定する。

(4) 仮契約は、青森市議会の議決を経た場合に本契約となる（平成 24 年市議会 3 月定例会を予定）。

(5) 事業契約の概要

事業契約は、市の提示資料及び落札者の提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計・建設、所有権移転、維持管理及び運営等に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。また、事業者は、業務開始に先立ち市と協議の上、維持管理業務及び運営業務に関する計画書を作成する。

2 その他

事業契約の締結については、P F I 法第 9 条の規定に基づき、青森市議会の議決を要する。

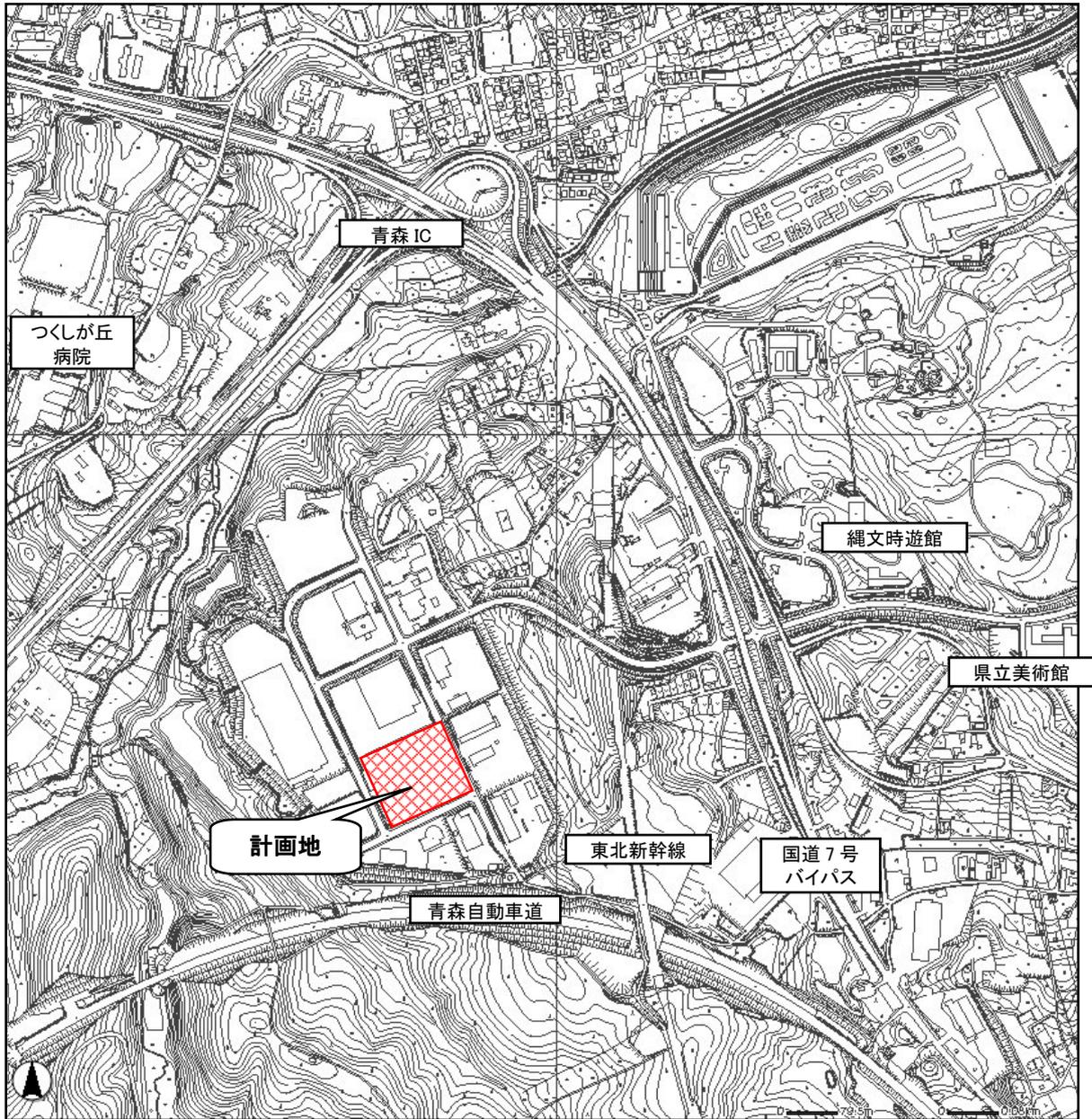
なお、事業予定者が事業契約を締結しない場合は、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により事業契約を締結する。

第9 入札説明書等に関する問合せ

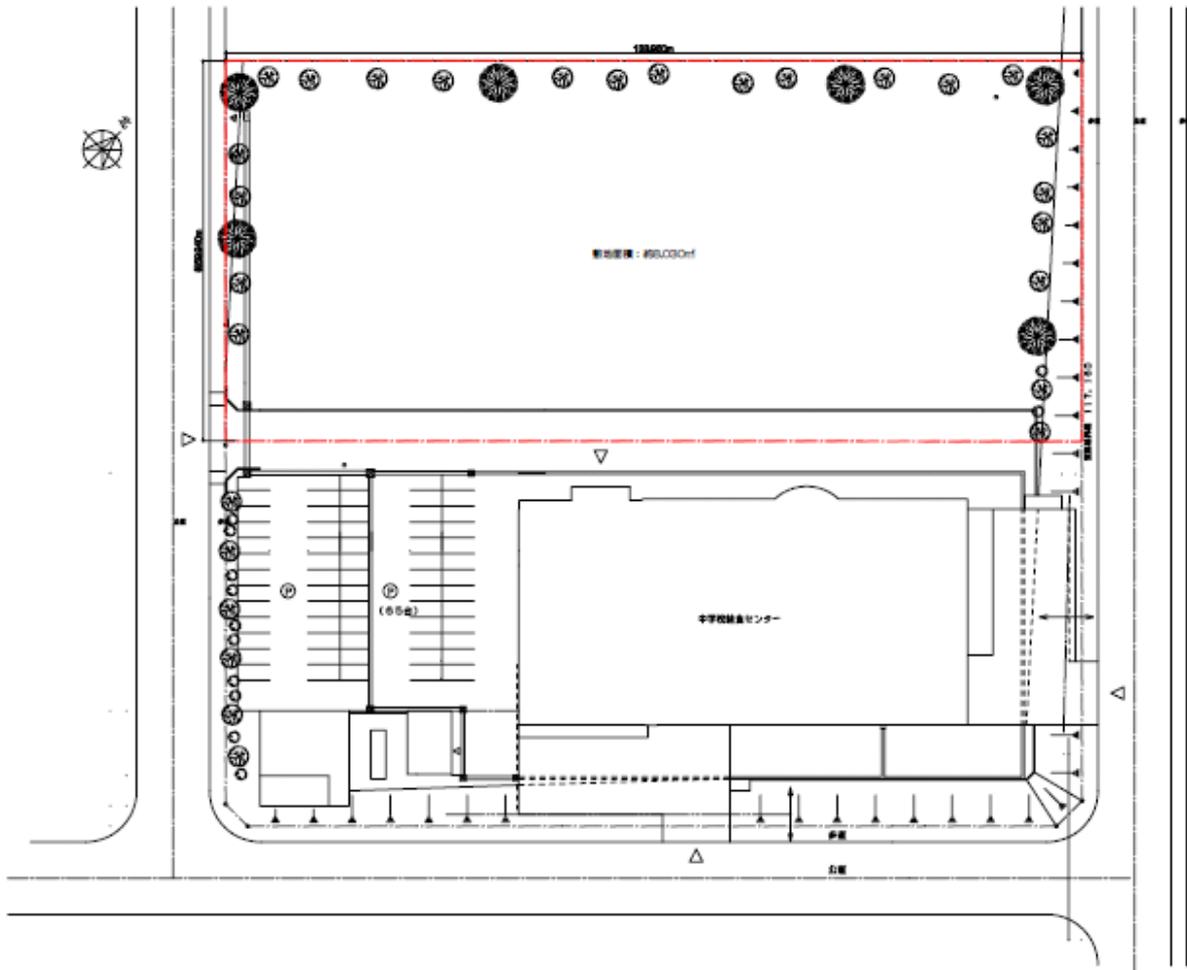
入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

- (1) 担当部署 青森市教育委員会事務局学校給食課
- (2) 住 所 〒038-8505
青森市柳川2丁目1番1号
- (3) 電 話 (017)761-4801
- (4) F A X (017)761-4530
- (5) 電子メールアドレス gakko-kyushoku@city.aomori.aomori.jp
- (6) ホームページアドレス <http://www.city.aomori.aomori.jp/>

別添資料1：位置図



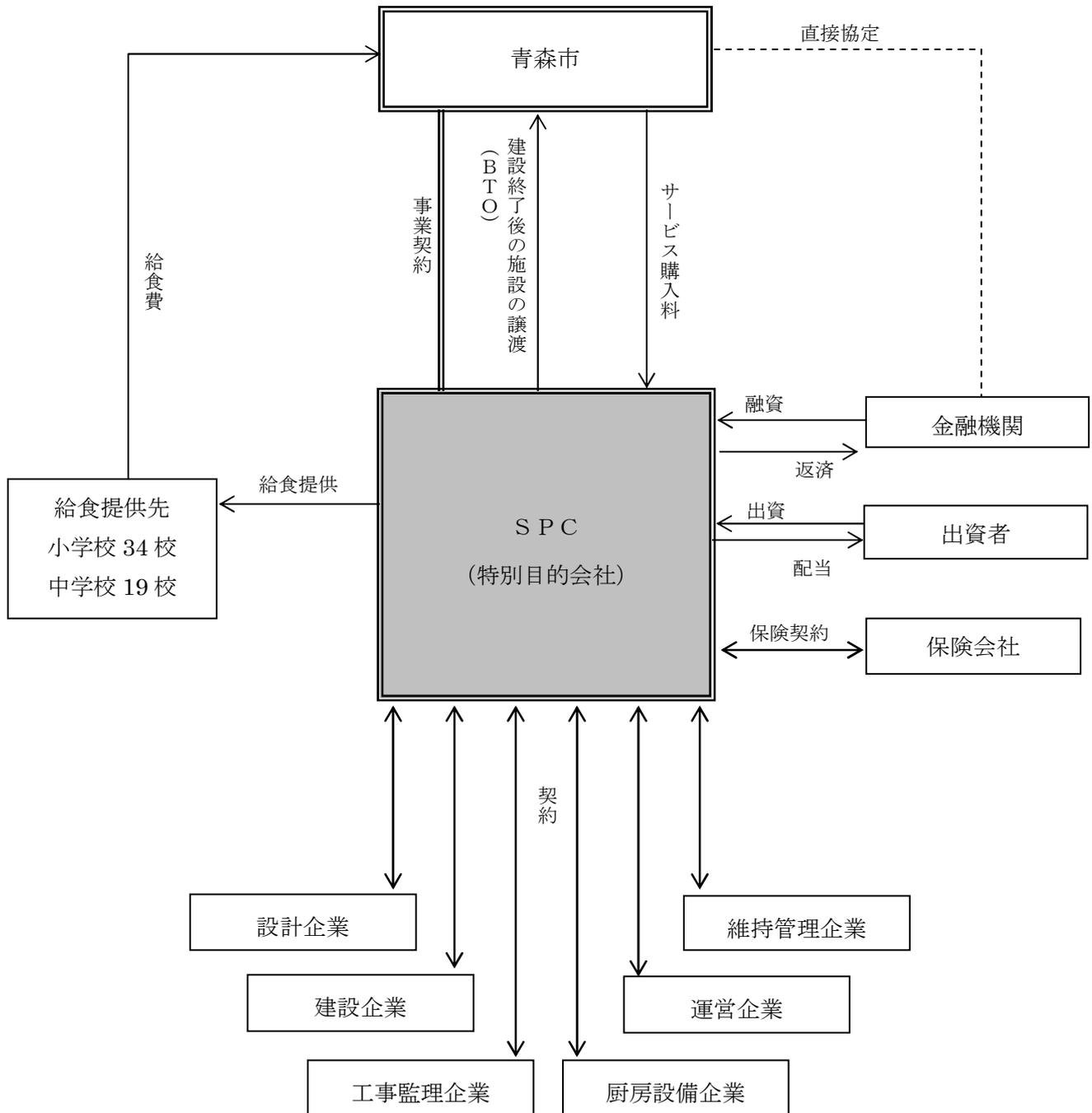
別添資料 2 : 計画地現況図



※測量・分筆前であるため、本図は計画地の概形を示すものである。境界確定後の形状、寸法とは異なる場合がある。

別添資料3：事業スキーム

BTO方式



第1号様式

平成23年 月 日

入札説明書等に関する説明会等 参加申込書

「青森市小学校給食センター等整備運営事業」の入札説明書等に関する説明会等への参加を申し込みます。

| | |
|------------------------|---|
| 会社名 | |
| 所在地 | |
| 部署名 | |
| 担当者名 | |
| 電 話 | |
| F A X | |
| E-mail | |
| 参加者名 | |
| | |
| 参加内容 (番号を○で囲んでください) | 1 入札説明書等に関する説明会 2 事業用地及び中学校給食センター見学会 |
| 駐車場の利用 (各社1台に限る) | 希望する / 希望しない |

- ※1 参加者は、1社につき2名までとします。
- ※2 入札説明書等は各自持参してください。
- ※3 駐車場の利用は先着受付順とするため、ご希望に添えない場合があります。
- ※4 当日は参加者各自で上履き（スリッパ等）を持参してください。
- ※5 **Microsoft社製 Word (Windows版)のファイル形式で提出してください。**

